

## 第52回ドラゴンクラス全日本選手権大会 2025

共同主催 日本ドラゴン協会・一般社団法人関西ヨットクラブ・新西宮ヨットハーバー株式会社  
公認 公益財団法人日本セーリング連盟（申請中）  
期日 2025年10月31日～11月3日  
開催場所 兵庫県西宮市 新西宮ヨットハーバー沖  
連絡先：一般社団法人関西ヨットクラブ  
西宮市西宮浜 4-16-1  
(0798)26-0691

### レース公示 (NoR)

[DP]の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することが出来ることを意味する。

[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは RRS60.1(a)を変更している。

#### 1 規則

1.1 本大会にはセーリング競技規則に定義された規則が適用される。

#### 2 帆走指示書

2.1 帆走指示書は、2025年10月1日(水)9:00以降 JDA Facebook で入手できる。

<https://www.facebook.com/japandragons>

#### 3 コミュニケーション

3.1 競技者への通告は、レース本部(関西ヨットクラブ事務所)1F 南側ウエットバーに設置された公式掲示板に掲示する。

3.2 [DP] 最初の予告信号からその日の最終レースまで緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

3.3 水上でレース委員会は、デジタル簡易無線機で競技者をモニターし、交信を行う予定である。

3.4 レース委員会がゼネラル・リコール、又はリコール艇の有無、マーク変更の有無の通信をデジタル簡易無線機で行う場合がある。ただし、送信できなかつたり、送信のタイミングが的確でなかつたりしたとしても、救済要求の根拠にならない。これは RRS 61.1(a)を変更している。

#### 4 参加資格および申し込み

4.1 本大会は、以下要件を満たすドラゴンクラスの全ての艇が参加できる。

1. 日本ドラゴン協会会員であること。(年会費:5,000円)
2. 日本セーリング連盟会員であること。(登録No.を申告のこと。)
3. 日本ドラゴン協会登録艇であること。(年間登録費:20,000円)
4. 海外において、その国のドラゴン協会に登録されている会員、登録艇であること。
5. ドラゴンクラスの計測に合格した艇とセールであること。

- 4.2 参加資格のある艇は、添付の書式を完成させ、必要な参加料と共に 2025 年 9 月 30 日(火)17:00 迄に日本ドラゴン協会事務局へ送付することにより、参加申込をすることができます。

日本ドラゴン協会事務局

〒662-0942

西宮市浜町 1 番 1 号 白鷹株式会社 内

Fax (0798) 36-6356

[sawadaakira@hakutaka.jp](mailto:sawadaakira@hakutaka.jp)

- 4.3 本大会に参加申込をしたとみなされるためには、艇は、すべての登録要件を完了し、すべての参加料を支払わなくてはならない。

## 5 参加料

- 5.1 参加料は、以下のとおりとする。

50,000 円 / 艇(クルーを含む3名迄の日本ドラゴン協会主催パーティー費を含む)

但し、4 名以上の乗員登録があり、日本ドラゴン協会主催パーティーに参加する場合には 3 名を超える 1 名につき 10,000 円を追加参加費とする。ドラゴン協会会員でなく、ビジターとして同パーティーに参加する場合には 12,000 円をパーティー参加費とする。

- 5.2 艇エントリー費等の支払いについては 2025 年 9 月 30 日(火)までに事前に下記口座宛てに振込むこと。

【振込口座】

三菱 UFJ 銀行 恵比寿支店 普通1158360

日本ドラゴン協会 事務局 澤田朗

## 6 [DP] クルーの制限

- 6.1 以下のクルーの制限が適用される。

1. 各日一日のレースを通して乗員を変更してはならない。各日の出艇申告は、所定の用紙に記入の上、レース本部に提出すること。
2. 乗員が事前に確定しているレース分は、一括して提出することができる。以後変更が生じた場合は、各レース日の出艇申告時に変更申請を行うこと。
3. ヘルムスマンはレース委員会の事前の承認なしに本レガッタを通して変更してはならない。但し、怪我や重度の病気などの例外的な状況では、レース委員会は 1 日の最初のレースの 1 時間 30 分前までに承認を与えることがある。乗員の交代はレース当日の出艇申告にて申し出ることとする。
4. クラス規則 13.3(乗員の重量制限)に準拠するために、各艇の乗員は 2025 年 10 月 31日(金)の 13:00 ~17:00、もしくは、各レース日 09:00~09:30 に KYC 事務所にて体重を測定するものとする。
5. 乗員が交代する場合、レースを開始する前に、クラス規則 13.3 に準拠する必要がある。
6. 乗員が指定された時間までに計量しなかった場合、またはクラス規則 13.3 の重量制限に準拠しなかった艇は、クラス規則に準拠するまで、レースごとに DNS のスコアが付けられる。
7. 乗員は、薄手の服を着て体重を測定するものとする。最低限、ショートパンツと T シャツを着用すること。

## 7 日程

### 7.1 レース日程

10月31日(金)	13:00	インスペクション開始(於:ボートヤード、棧橋) セール計測開始(於:KYC 2F) 体重計測開始 艇の下架
	16:00	艇の下架終了
	17:00	艇長会議(KYC 2F)
11月1日(土)	9:00	ブリーフィング(KYC1F ウェットバー) / 出艇申告・体重計測(事務所)
	11:25	予告信号
2日(日)	9:00	ブリーフィング(KYC1F ウェットバー) / 出艇申告・体重計測(事務所)
	11:25	予告信号
	18:00	JDA 主催晩餐会(西宮神社会館 西宮市西宮市社家町 1-17)
3日(月、祝)	9:00	ブリーフィング(KYC1F ウェットバー) / 出艇申告・体重計測(事務所)
	10:55	予告信号
	16:00	表彰式(KYC1F ウェットバー(予定))

### 7.2 レース数

本大会は6レースを予定する。

### 7.3 レースの予定された最終日には 14:00 以降に予告信号は発しない。

## 8 [DP] 装備検査

8.1 艇は、10月31日(金)13:00からの装備検査に応じられるようにしなければならない。

8.2 艇は、いつでも検査される。

8.3 以下の装備検査、計測が行なわれる。

1. 日本ドラゴン協会の計測済のサインのあるセールであること。
2. 日本ドラゴン協会にて過去に計測を受けていないセールについては、計測を実施する。
3. ドラゴンクラス規則 11 条に基づく安全備品チェックを実施する。

艇体、装備がクラス規則に準拠していること。

## 9 [DP] 競技者の装備

9.1 衣類または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、水上にいる間は常に個人的浮揚用具を着用しなければならない。この項は第4章前文及び規則 40 を変更している。

## 10 開催地

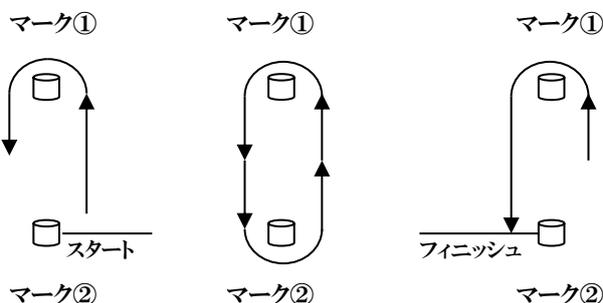
10.1 NoR 付属文書「レース・エリア図」にレース・エリアの位置を示す。

## 11 コース

11.1 コースは下図の通りとし、回航又は通過すべきマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

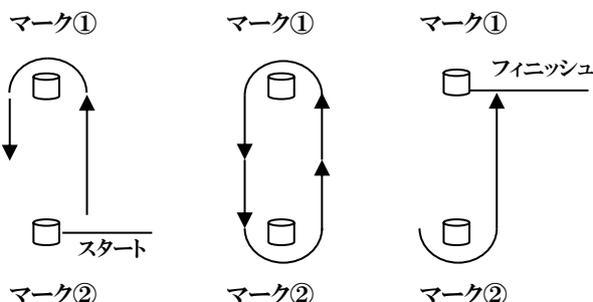
コース 1 : (4レグ)

スタート⇒マーク①⇒マーク②⇒マーク①⇒フィニッシュ



コース2 : (5レグ)

スタート⇒マーク①⇒マーク②⇒マーク①⇒マーク②⇒フィニッシュ



## 12 ペナルティー方式

12.1 規則 44.1 を変更し、『2 回転ペナルティー』を『1 回転ペナルティー』に置き換える。

12.2 RRS 付則 P が適用される。ただし、P2 は P2.1 のみがペナルティーとして適用され、かつ『2 回転ペナルティー』を『1 回転ペナルティー』に置き換えるように修正される。

## 13 得点

13.1 得点方式は、次のとおりとする。

13.2 シリーズが成立するためには、3 レースを完了することが必要である。

13.3 スクラッチレースとし、着順の早い艇を上位とする。

13.4 艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。

13.5 (a) 完了したレースが、5 レース以下だった場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。

(b) 完了したレースが、6 レースだった場合、艇のシリーズ得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

これは規則 A2 を変更している。

#### 14 [DP] チャーターまたは借用艇

- 14.1 チャーターまたは借用艇は、最初のレース前にレースコミッティーが認めた場合、クラス規則に反している国を示す文字やセール番号を付けることが出来る。

#### 15 停泊

- 15.1 [DP] 艇は、レース期間中は新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留しなければならない。

#### 16 上架の制限

- 16.1 [DP] 艇は、10月31日(金)16:00より、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。
1. レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。
  2. 緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーが課せられることがある。

#### 17 リスク・ステートメント

- 17.1 規則3には「レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。」とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

#### 18 保険

- 18.1 各参加艇は、大会につき相当な額の有効な賠償責任保険に加入していなければならない。

#### 19 賞

- 19.1 1位より3位までを表彰する。  
尚、山縣盃は最優秀成績をおさめた日本チーム艇に与えられる。

